

登記手続案内は予約制です

法務局では、登記申請を予定している皆様には電話及びウェブによる手続案内を**予約制**で行っております。

なお、対面での手続案内を御希望の場合は、窓口での手続案内も行っています。

登記手続案内を希望される方は、下記「登記手続案内をご利用のみなさまへ」をご確認いただき、事前に電話又は窓口でご予約をお願いします（ウェブ手続案内の予約は、ウェブからの予約のみとなります。）。

予約なしで来庁されたお客様につきましては、対応いたしかねますので、誠に申し訳ありませんが、予約をお取りいただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。

予約をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

登記手続案内予約お問合せ先

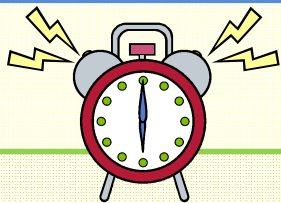
管轄区域一覧は[こちらをクリック](#)してください。

不動産登記部門 法人登記部門	027-221-4466	富岡支局 中之条支局	027-221-4466 (前橋本局)
高崎支局	027-322-6315	桐生支局	0277-44-3526
伊勢崎支局	0270-25-0758	太田支局	0276-32-6100
沼田支局	0278-22-2518	渋川出張所	0279-22-0242

電話による御案内
対面による御案内
ウェブによる御案内

予約時間にこちらからお電話します。
予約された時間に来庁してください。
[こちらをクリック](#)してください。

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後に予約された利用者の方に支障が出てしまいますので、ご理解とご協力をお願いします。
また、予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を例に一般的な書き方について説明します。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>



事前の審査・法的判断はできません

申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



書類はご自身で作成願います

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたしますが、書類は別途ご自身で作成願います。
現在の登記内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



申請資格のない方お断り

ご利用は申請人本人(親族・従業員)に限ります。場合により、本人確認をさせていただきますので、ご協力ください。
なお、法令上代理申請を行う資格のない方(税理士・行政書士・委任状のない代理人等)のご利用はお断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。



補正の可能性あり

登記手続案内は登記の完了を保証するものではありません。審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもありますのでご了承願います。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます

前橋地方法務局